

公安委員会及び警察本部に対し県民からの信頼回復に向けた対応と再発防止の

徹底を求める決議

警察は、個人の生命、身体及び財産を保護するため、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることが責務とし、その遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中立を旨とし、憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉など、その権限を濫用することがあってはならないと警察法第二条に定められている。

これまで本県警察は、その責務を全うすることで県民の信頼を得、その信頼に基づく県民の協力を得ながら、県民の付託に応えてきた。

しかし、今般発覚した別府警察署によるビデオカメラの設置は、肖像権の侵害にとどまらず、憲法が保障する思想信条の自由や政治活動の自由を萎縮させる恐れがあり、過去においても、また、他の捜査においても行われていたのではないかとの疑念を県民に抱かせ、これまでの警察に対する県民の信頼を大きく損ねることになった。

よって、公安委員会及び警察本部は、そうした県民の疑念を払拭するための徹底した調査

・検証と説明責任を果たし、県民からの信頼回復を図るとともに、今回の事案を教訓とし、今後二度とこのようなことを起こすことがないよう再発防止を徹底することを強く求める。

右、決議する。

平成二十八年九月二十七日